

今治市農業委員会 総会 議事録

1. 開催日時 令和2年11月10日(火)

午後2時00分から午後2時30分まで

2. 開催場所 今治市役所 本庁 第2別館 11階 特別会議室3号

3. 農業委員の定数及び出欠等

定数24名(現に在任する委員24名)

議長(会長) 15番 森 京典(会議規則第7条)

出席委員数21名

1 矢野邦男	2 渡邊節夫	3 大澤穰兒	5 岡林興通
6 近本静信	7 本宮勇	9 越智幹男	10 渡邊昭彦
11 岡貞義	12 竹田清隆	14 桑田誠	15 森京典
16 新居田守	17 津吉利幸	18 吉井一浩	19 岡田勝利
20 藤本博	21 野間義郎	22 松岡一誠	23 永井政則
24 近松安文			

欠席委員数3名

4 戸田修司 8 長野健二 13 越智要

4. 議事に関する職員

局長	越智直紀
次長	二宮一成
主査	藤坂貞仁
主査	谷内義孝

5. 議事

【農地法関係議案】

議案第 58 号

農用地利用集積計画関係（通常利用権 1～182
期間借地 1～10
転貸 1～7
一括方式 1）

議案第 59 号

農用地利用集積計画関係（解除条件付）（受付番号 1～2）

議案第 52 号

農地法第 2 条第 1 項の「農地」の判断について（受付番号 1～9）

議案第 53 号

農地法第 3 条の規定による許可申請について（受付番号 1～7）

議案第 54 号

農地法第 4 条の規定による許可申請について（受付番号 1）

議案第 55 号

農地法第 5 条の規定による許可申請について（受付番号 1～12）

議案第 56 号

農業振興地域整備計画変更（編入）について（受付番号 1）

議案第 57 号

農業振興地域整備計画変更（除外）について（受付番号 1～7）

報告第 36 号

農地法第 3 条の 3 の規定による届出について（受付番号 1～20）

報告第 37 号

農地法第 4 条第 1 項第 8 号の規定による届出について

(受付番号 1)

報告第 38 号

農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による届出について

(受付番号 1 ～ 5)

6. 議事録

- 会長 ただ今から令和2年度第9回の総会を開催いたします。
それでは、議案の審議に入りたいと思います。
本日は、委員24名中21名の出席となっており、本会は成立しております。
議事録署名人に5番 岡林 興通 委員、19番 岡田 勝利 委員を私から指名させていただきます。
- 議長 議案第58号 農用地利用集積計画関係について
議案第59号 農用地利用集積計画関係(解除条件付)について
審議に入る前に、議案の関係者にあたります委員さんは、退席願います。(2、10、14、21番)
- 議長 それでは、議案第58号、議案第59号について、一括して事務局の説明を求めます。
- 事務局 議案第58号、議案第59号は関連しておりますので、一括してご説明いたします。
[通常利用権1～234] 議案第58号、議案第59号は、今治市長より令和2年10月15日付で、農用地利用集積計画の決定を求められています。
農地集積促進員の皆様にお世話いただいた利用権設定の関係でありまして、今治市全体の計画が新規101件、更新133件、期間借地10件、転貸7件、一括方式1件、面積は508,121㎡でございます。
- [期間借地1～10] なお、議案第59号につきましては、農地所有適格法人以外の法人への貸借となっており、解除条件が付されております。今治市全体の計画が新規2件面積は1,014㎡となっております。要件につきましては、市の農林振興課が確認の結果、問題ないとの報告を受けております。
- [転貸1～7] それぞれの小委員会でご内容について審査していただいた結果、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件である、市の基本構想に適合しており、各委員の意見は、「適当である。」とのことでした。
- [一括方式1]
[解除条件付1～2]
- 議長 説明が終わりました。
以上の農用地利用集積計画は、いずれも適当との意見であります。
農用地利用集積計画について、ご意見、ご質問ありませんか。
- 全議員 (意見、質問なし)
議長 それでは、農用地利用集積計画につきましては、原案どおり決定ということでよろしいでしょうか。
- 全議員 (異議なし)
議長 それでは原案どおり決定いたします。
- 議長 ここで、退席の委員の入室を許可いたします。
(委員入室)
関係委員に申し上げます。議案第58号、議案第59号は、いずれも原案どおり決定となりましたので報告いたします。

議長 議案第 52 号 農地法第 2 条第 1 項の「農地」の判断について
事務局の説明を求めます。

事務局 それでは、ご説明いたします。
議案第 52 号は、農地法第 2 条第 1 項の「農地」の判断についてでございます。

[受付番号 1] 申請地は高部にある農地 2 筆で、登記地目は畑、面積は合計 577 ㎡でございます。地元委員さん 1 名、事務局で現地調査を行い、その後、第 1 小委員会において審議の結果、国から示された農地法の運用について第 4（4）アの「その土地が森林の様相を呈しているなど農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な場合」に該当しており、非農地であるとの意見でありました。

[受付番号 2] 申請地は桜井にある農地 2 筆で、登記地目は畑、面積は合計 1,868 ㎡でございます。地元委員さん 1 名、事務局で現地調査を行い、その後、第 2 小委員会において審議の結果、国から示された農地法の運用について第 4（4）アの「その土地が森林の様相を呈しているなど農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な場合」に該当しており、非農地であるとの意見でありました。

[受付番号 3] 申請地は桜井にある農地 5 筆で、登記地目は畑、面積は合計 1,360 ㎡でございます。地元委員さん 1 名、事務局で現地調査を行い、その後、第 2 小委員会において審議の結果、国から示された農地法の運用について第 4（4）アの「その土地が森林の様相を呈しているなど農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な場合」に該当しており、非農地であるとの意見でありました。

[受付番号 4] 申請地は玉川町與和木にある農地 2 筆で、登記地目は畑、面積は合計 3,082 ㎡でございます。地元委員さん 4 名、事務局で現地調査を行い、その後、第 3 小委員会において審議の結果、国から示された農地法の運用について第 4（4）アの「その土地が森林の様相を呈しているなど農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な場合」に該当しており、非農地であるとの意見でありました。

[受付番号 5] 申請地は宮窪町宮窪にある農地 1 筆で、登記地目は畑、面積は 166 ㎡でございます。地元委員さん 2 名、事務局で現地調査を行い、その後、第 5 小委員会において審議の結果、国から示された農地法の運用について第 4（4）アの「その土地が森林の様相を呈しているなど農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な場合」に該当しており、非農地であるとの意見でありました。

[受付番号 6] 申請地は伯方町有津にある農地 5 筆で、登記地目は畑、面積は合計 6,537 ㎡でございます。地元委員さん 2 名、事務局で現地調査を行い、その後、第 5 小委員会において審議の結果、国から示された農地法の運用について第 4（4）アの「その土地が森林の様相を呈しているなど農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な場合」に該当しており、非農地であるとの意見でありました。

[受付番号 7] 申請地は大三島町口総にある農地 2 筆で、登記地目は畑、面積は合計 2,624 ㎡でございます。地元委員さん 3 名、事務局で現地調査を行い、その後、第 6 小委員会において審議の結果、国から示された農地法の運用について第 4（4）アの「その土地が森林の様相を呈しているなど農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な場合」に該当しており、非農地であるとの意見でありました。

[受付番号 8] 申請地は大三島町口総にある農地 9 筆で、登記地目は畑、面積は合計 3,848 ㎡でございます。地元委員さん 3 名、事務局で現地調査を行い、その後、第 6 小委員会において審議の結果、国から示された農地法の運用について第 4（4）アの「その土地が森林の様相を呈しているなど農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な場合」に該当しており、非農地であるとの意見でありました。

[受付番号 9] 申請地は大三島町宗方にある農地 19 筆で、登記地目は田、畑、面積は合計 10,720 ㎡でございます。地元委員さん 3 名、事務局で現地調査を行い、その後、第 6 小委員会において審議の結果、国から示された農地法の運用について第 4（4）アの「その土地が森林の様相を呈しているなど農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な場合」に該当しており、非農地であるとの意見でありました。

合計 9 件、47 筆、面積 30,782 m²となっております。地元委員さん 1～4 名、事務局で現地調査を行い、その後、各小委員会において審議の結果、国から示された農地法の運用について第 4（4）アの「その土地が森林の様相を呈しているなど農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な場合」に該当しており、非農地であるとの意見でありました。

事務局

議長 説明が終わりましたが、ご意見、ご質問ありませんか。
（意見、質問なし）
議長 原案どおり非農地に判断することに、ご異議ございませんか。
議長 （異議なし）
議長 それでは、原案どおり判断いたします。

議長 議案第 53 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について事務局の説明を求めます。

事務局 それでは、ご説明いたします。
議案第 53 号は、農地法第 3 条の規定による許可申請についてでございます。

[受付番号 1] 譲受人は〇〇才の農業者の者、申請地は 1 筆で、地目は畑、面積は 2,403 m²で、現在、野菜を栽培しております。今回、譲受人が小作地解放のため、贈与による所有権移転を受けるものであります。

[受付番号 2] 譲受人は〇〇才の会社員兼農業者、申請地は 3 筆で、地目は樹園地、面積は合計 4,786 m²で、現在、野菜を栽培しております。今回、譲受人が規模拡大のため、売買による所有権移転を受けるものであります。

[受付番号 3] 譲受人は〇〇才の無職、申請地は 1 筆で、地目は畑、面積は 1,223 m²で、現在、野菜を栽培しております。今回、譲受人が新規就農のため、売買による所有権移転を受けるものであります。

[受付番号 4、受付番号 5、受付番号 6] 関連議案ですので、一括して説明します。譲受人は〇〇才の会社役員兼農業者、申請地は合計 6 筆で、地目は樹園地、面積は合計 3,283 m²で、現在、柑橘を栽培しております。今回、譲受人が新規就農のため、売買による所有権移転を受けるものであります。

[受付番号 7] 譲受人は〇〇才の農業者、申請地は 2 筆で、地目は樹園地、面積は合計 371 m²で、現在、柑橘を栽培しております。今回、譲受人が規模拡大のため、贈与による所有権移転を受けるものであります。

続きまして、お手元にお配りしている農地法第 3 条第 1 項許可申請に係る申請書の要件確認書をご覧ください。
それでは、農地法第 3 条に基づく審査基準を要約して説明いたします。

- ① 譲受人等がその取得後において、機械の所有状況、農作業に従事する者の数等からみて、すべての農地において効率的に利用して耕作される考えや能力があるかどうか
- ② 農地所有適格法人以外の法人が取得しようとしていないか
- ③ 信託の引受けにより権利を取得しようとしていないか
- ④ 譲受人等が農作業に常時従事しているかどうか
- ⑤ 譲受人等が取得後における耕作面積が下限面積以上であるか
- ⑥ 小作地を他人に転貸、質入れしていないか

⑦農地の集団化や周辺地域の総合的利用等に支障を生ずることがないか
ということでございます。

今回の案件について、審査基準のすべての項目ごとに、申請書等に記載された内容が当該基準に適合しているかどうか検討した結果は、要件確認書のとおりとなっており、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えられ、適当であると思われま。また、地区小委員会におきましても、現地確認の上、適当との意見となっております。

議長 説明が終わりましたが、ご意見、ご質問ありませんか。
議員 (意見、質問なし)
議長 許可することに、ご異議ございませんか。
議員 (異議なし)
議長 それでは、そのようにいたします。

議長 議案第54号 農地法第4条の規定による許可申請について
議案第55号 農地法第5条の規定による許可申請について
審議に入る前に、議案の関係者にあたります委員さんは、退席願います。(16番)

それでは、事務局の説明を求めます。

事務局 それではご説明いたします。
議案第54号は農地法第4条の規定による許可申請、第55号は農地法第5条の規定による許可申請についてでございます。

[議案第54号 受付番号1] 請人は会社員1名、申請地は砂場町1丁目の1筆で、地目は畑、面積は99㎡でございます。
この申請地は市街化調整区域であり、農地の区分につきましては、付近に第3種農地に該当する施設も見当たらず、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であるとの理由から、第2種農地と判断され、申請に係る農地に代えて周辺の土地を供することにより、当該申請に係る事業の目的を達成することが出来るかどうかにつきましては、申請人が自己用住宅敷地を拡張するにあたり、必要な条件の整った土地は申請地以外にないとの申出であり、農地の区分と転用目的は問題ないと思われま。
事業計画につきましては、申請人は現在の住居を長男に譲り、自らは生家である砂場町の居宅にて生活するため、自己所有地である申請地を利用して、手狭で不便な自己用住宅敷地を拡張しようとするものでございます。
申請年月日、農業委員会の受付日は令和2年10月15日で、許可日から令和3年3月31日までに事業を完了する予定となっております。
なお、本件については、違反案件ではありますが、第1小委員会で協議されていると思われまので、ご報告願います。

議長 第1小委員会から議案第54号受付番号1の報告をお願いします。
3番 第1小委員会より、議案第54号受付番号1の違反転用について、ご報告いたします。
申請人の亡父は、農地法の許可が必要であるということを知らないまま、自宅敷地に隣接する申請地に跨って居宅を建築し、現在に至っています。
今回、申請人が土地の調査をする過程で、農地法の手続きが行われていない状況が判明したものです。
譲渡人は、今回の指摘を受け、農地法をよく理解せずに行ったとはいえ、深く反省し、指導に従い速やかに手続きを行っております。
第1小委員会としましては、現地を確認し、始末書の提出を求め、今後は同じことがないように注意を行い、また、この転用が周囲の農地に与える影響もないことから、追認もやむを得ないとの判断に至りました。
以上のとおりです。よろしくお願いたします。

議 長

引き続き事務局より説明を求めます。

事務局 [議案第 55 号
受付番号 1]

譲受人は発電事業を営む法人、譲渡人は会社員 3 名、申請地は桜井地区長沢の 2 筆で、地目は畑、面積は合計 1,833 m²でございます。この申請地は市街化調整区域であり、農地の区分につきましては、付近に第 3 種農地に該当する施設も見当たらず、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であるとの理由から、第 2 種農地と判断され、申請に係る農地に代えて周辺の土地を供することにより、当該申請に係る事業の目的を達成することが出来るかどうかにつきましては、太陽光発電システムを設置可能な土地を持たない譲受人が当該発電を行うにあたり、発電用地の日照、地形、傾斜等の条件を満たすのは申請地しかないとの申出であり、農地の区分と転用目的は問題ないと思われま。

事業計画につきましては、譲受人は電力固定買取制度を利用し売電事業を拡大するにあたり、日照量が多く太陽光発電に適している申請地を譲り受け、太陽光発電システムを設置しようとするものでございます。

申請年月日、農業委員会の受付日は令和 2 年 10 月 15 日で、許可日から令和 3 年 1 月 31 日までに事業を完了する予定となっております。

[受付番号 2]

譲受人は農業兼会社役員 1 名、譲渡人は農業法人、申請地は大西地区紺原の 1 筆で、地目は田、面積は 931 m²でございます。

この申請地は市街化調整区域であり、農地の区分につきましては、概ね 10ha 以上の規模の一団の農地であるため、第 1 種農地と判断されますが、譲受人の転用目的が農家住宅であり、集落に接続して設置されること、また代替性についても、譲受人が農家住宅を建築するにあたり、必要な条件の整った土地は申請地以外にないとの申出であり、第 1 種農地の例外許可事由に該当すると考えられ、農地の区分と転用目的は問題ないと思われま。

事業計画につきましては、譲受人は、現在の居宅が老朽化し耐震性の基準を満たしておらず、また、土砂災害危険区域にあるため建て替えを計画するに当たり、菊間町に所有する農地の耕作に支障が無く、妻所有の農地に近接する利便性の良い申請地を譲り受け、農家住宅を建築しようとするものでございます。

申請年月日、農業委員会の受付日は令和 2 年 10 月 15 日で、許可日から令和 3 年 3 月 31 日までに事業を完了する予定となっております。

[受付番号 3]

譲受人は会社員 1 名、譲渡人は農業者 1 名、申請地は大西地区紺原の 2 筆で、地目は畑、面積は合計 351 m²でございます。

この申請地は市街化調整区域であり、農地の区分につきましては、付近に第 3 種農地に該当する施設も見当たらず、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であるとの理由から、第 2 種農地と判断され、申請に係る農地に代えて周辺の土地を供することにより、当該申請に係る事業の目的を達成することが出来るかどうかにつきましては、譲受人が農家住宅を建築するにあたり、必要な条件の整った土地は申請地以外にないとの申出であり、農地の区分と転用目的は問題ないと思われま。

事業計画につきましては、譲受人は、現在借家住まいであります、子供の成長に伴い手狭で不便なため、農業後継者として耕作地と実家に近い申請地を母親から使用貸借し、農家住宅を建築しようとするものでございます。

申請年月日、農業委員会の受付日は令和 2 年 10 月 15 日で、許可日から令和 3 年 3 月 31 日までに事業を完了する予定となっております。

[受付番号 4]

譲受人はコンサルティング業を営む法人、譲渡人は会社員 2 名、申請地は吉海地区名の 1 筆で、地目は田、面積は 1,046 m²でございます。

この申請地は都市計画区域外であり、農地の区分につきましては、付近に第 3 種農地に該当する施設も見当たらず、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であるとの理由から、第 2 種農地と判断され、申請に係る農地に代えて周辺の土地を供することにより、当該申請に係る事業の目的を達成することが出来るかどうかにつきましては、太陽光発電システムを設置可能な土地を持たない譲受人が当該発電を行うにあたり、発電用地の日照、地形、傾斜等の条件を満たすのは申請地しかないとの申出であり、農地の区分と転用目的は問題ないと思われま。

事業計画につきましては、譲受人は電力固定買取制度を利用し売電事業を開始するにあたり、日照量が多く太陽光発電に適している申請地を譲り受け、太陽光発電システムを設置しようとするものでございます。

申請年月日、農業委員会の受付日は令和2年10月15日で、許可日から令和3年3月31日までに事業を完了する予定となっております。

事務局 [受付番号5] 譲受人は団体職員1名、譲渡人は会社員1名、申請地は吉海地区本庄の3筆で、地目は田及び畑、面積は合計1,864㎡でございます。
この申請地は都市計画整区域外であり、農地の区分につきましては、付近に第3種農地に該当する施設も見当たらず、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であるとの理由から、第2種農地と判断され、申請に係る農地に代えて周辺の土地を供することにより、当該申請に係る事業の目的を達成することが出来るかどうかにつきましては、太陽光発電システムを設置可能な土地を持たない譲受人が当該発電を行うにあたり、発電用地の日照、地形、傾斜等の条件を満たすのは申請地しかないとの申出であり、農地の区分と転用目的は問題ないと思われま。

事業計画につきましては、譲受人は電力固定買取制度を利用し売電事業を開始するにあたり、日照量が多く太陽光発電に適している申請地を譲り受け、太陽光発電システムを設置しようとするものでございます。

申請年月日、農業委員会の受付日は令和2年10月15日で、許可日から令和3年3月31日までに事業を完了する予定となっております。

[受付番号6] 譲受人は発電事業を営む法人、譲渡人は会社員1名、申請地は吉海地区福田の2筆で、地目は田、面積は合計599㎡でございます。
この申請地は都市計画区域外であり、農地の区分につきましては、付近に第3種農地に該当する施設も見当たらず、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であるとの理由から、第2種農地と判断され、申請に係る農地に代えて周辺の土地を供することにより、当該申請に係る事業の目的を達成することが出来るかどうかにつきましては、太陽光発電システムを設置可能な土地を持たない譲受人が当該発電を行うにあたり、発電用地の日照、地形、傾斜等の条件を満たすのは申請地しかないとの申出であり、農地の区分と転用目的は問題ないと思われま。

事業計画につきましては、譲受人は電力固定買取制度を利用し売電事業を拡大するにあたり、日照量が多く太陽光発電に適している申請地を譲り受け、太陽光発電システムを設置しようとするものでございます。

申請年月日、農業委員会の受付日は令和2年10月15日で、許可日から令和3年4月30日までに事業を完了する予定となっております。

[受付番号7] 譲受人は会社員1名、譲渡人は無職の者1名、申請地は伯方地区木浦の1筆で、地目は畑、面積は114㎡でございます。
この申請地は都市計画区域外であり、農地の区分につきましては、今治市伯方支所から300m以内の農地であるとの理由から、第3種農地と判断され、農地の区分と転用目的は問題ないと思われま。

事業計画につきましては、譲受人は、現在借家住まいであります、手狭で不便なため、勤務先に近い申請地と隣接する宅地を譲り受け、自己用住宅を建築しようとするものでございます。

申請年月日は令和2年10月14日、農業委員会の受付日は令和2年10月15日で、許可日から令和3年12月27日までに事業を完了する予定となっております。

[受付番号8] 譲受人は会社員1名、譲渡人は無職の者1名、申請地は伯方地区伊方の1筆で、地目は畑、面積は890㎡でございます。
この申請地は都市計画区域外であり、農地の区分につきましては、付近に第3種農地に該当する施設も見当たらず、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であるとの理由から、第2種農地と判断され、申請に係る農地に代えて周辺の土地を供することにより、当該申請に係る事業の目的を達成することが出来るかどうかにつきましては、太陽光発電システムを設置可能な土地を持たない譲受人が当該発電を行うにあたり、発電用地の日照、地形、傾斜等の条件を満たすのは申請地しかないとの申出であり、農地の区分と転用目的は問題ないと思われま。

事業計画につきましては、譲受人は電力固定買取制度を利用し売電事業を開始するにあたり、日照量が多く太陽光発電に適している申請地を譲り受け、太陽光発電システムを設置しようとするものでございます。

申請年月日、農業委員会の受付日は令和2年10月15日で、許可日から令和3年5月31日までに事業を完了する予定となっております。

- 事務局 [受付番号 9] 譲受人は会社員 1 名、譲渡人は無職の者 1 名、申請地は伯方地区伊方の 1 筆で、地目は畑、面積は 1,103 m²でございます。
この申請地は都市計画区域外であり、農地の区分につきましては、付近に第 3 種農地に該当する施設も見当たらず、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であるとの理由から、第 2 種農地と判断され、申請に係る農地に代えて周辺の土地を供することにより、当該申請に係る事業の目的を達成することが出来るかどうかにつきましては、太陽光発電システムを設置可能な土地を持たない譲受人が当該発電を行うにあたり、発電用地の日照、地形、傾斜等の条件を満たすのは申請地しかないとの申出であり、農地の区分と転用目的は問題ないと思われます。
事業計画につきましては、譲受人は電力固定買取制度を利用し売電事業を開始するにあたり、日照量が多く太陽光発電に適している申請地を譲り受け、太陽光発電システムを設置しようとするものでございます。
申請年月日、農業委員会の受付日は令和 2 年 10 月 15 日で、許可日から令和 3 年 5 月 31 日までに事業を完了する予定となっております。
- [受付番号 10] 譲受人は会社員 1 名、譲渡人は無職の者 2 名、申請地は伯方地区北浦の 2 筆で、地目は畑、面積は合計 647 m²でございます。
この申請地は都市計画区域外であり、農地の区分につきましては、付近に第 3 種農地に該当する施設も見当たらず、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であるとの理由から、第 2 種農地と判断され、申請に係る農地に代えて周辺の土地を供することにより、当該申請に係る事業の目的を達成することが出来るかどうかにつきましては、太陽光発電システムを設置可能な土地を持たない譲受人が当該発電を行うにあたり、発電用地の日照、地形、傾斜等の条件を満たすのは申請地しかないとの申出であり、農地の区分と転用目的は問題ないと思われます。
事業計画につきましては、譲受人は電力固定買取制度を利用し売電事業を拡大するにあたり、日照量が多く太陽光発電に適している申請地を譲り受け、太陽光発電システムを設置しようとするものでございます。
申請年月日、農業委員会の受付日は令和 2 年 10 月 15 日で、許可日から令和 3 年 3 月 31 日までに事業を完了する予定となっております。
- [受付番号 11] 譲受人は柔道整復師業を営む者 1 名、譲渡人は農業者 1 名、申請地は伯方地区北浦の 1 筆で、地目は畑、面積は 1,061 m²でございます。
この申請地は都市計画区域外であり、農地の区分につきましては、付近に第 3 種農地に該当する施設も見当たらず、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であるとの理由から、第 2 種農地と判断され、申請に係る農地に代えて周辺の土地を供することにより、当該申請に係る事業の目的を達成することが出来るかどうかにつきましては、太陽光発電システムを設置可能な土地を持たない譲受人が当該発電を行うにあたり、発電用地の日照、地形、傾斜等の条件を満たすのは申請地しかないとの申出であり、農地の区分と転用目的は問題ないと思われます。
事業計画につきましては、譲受人は電力固定買取制度を利用し売電事業を開始するにあたり、日照量が多く太陽光発電に適している申請地を譲り受け、太陽光発電システムを設置しようとするものでございます。
申請年月日、農業委員会の受付日は令和 2 年 10 月 15 日で、許可日から令和 3 年 3 月 31 日までに事業を完了する予定となっております。
- [受付番号 12] 譲受人は不動産業等を営む法人、譲渡人は会社役員 1 名、申請地は大三島地区宮浦の 1 筆で、地目は畑、面積は 43 m²でございます。
この申請地は都市計画区域外であり、農地の区分につきましては、今治市大三島支所から 300m 以内の農地であるとの理由から、第 3 種農地と判断され、農地の区分と転用目的は問題ないと思われます。
事業計画につきましては、譲受人は電力固定買取制度を利用し売電事業を拡大するにあたり、日照量が多く太陽光発電に適している申請地を使用貸借し、太陽光発電システムを設置しようとするものでございます。
申請年月日、農業委員会の受付日は令和 2 年 10 月 15 日で、許可日から令和 3 年 2 月 28 日までに事業を完了する予定となっております。
なお、本件については、違反案件ではありますが、第 6 小委員会で協議されていると思っておりますので、ご報告願います。

- 議 長 第 6 小委員会から議案第 55 号受付番号 12 の報告をお願いします。
- 22 番 第 6 小委員会より、議案第 55 号受付番号 12 の違反転用について、ご報告いたします。
 譲受人は、平成 30 年頃に譲受人である法人の代表者が所有する宅地に太陽光発電施設を設置しましたが、その際に農地法の許可が必要であるということを知らないまま、施設の一部を申請地に跨って設置し、現在に至っています。
 譲受人は、今回の指摘を受け、農地法をよく理解せずに行ったとはいえ、深く反省し、指導に従い速やかに手続きを行っております。
 第 6 小委員会としましては、現地を確認し、始末書の提出を求め、今後は同じことがないよう注意を行い、また、この転用が周囲の農地に与える影響もないことから、追認もやむを得ないとの判断に至りました。
 以上のとおりです。よろしくご報告いたします。
- 議 長 引き続き事務局より説明を求めます。
- 事 務 局 続いて、手元にお配りしている申請書ごとの要件確認書をご覧ください。
 それでは農地法に基づく農地転用許可の検討事項についてご説明いたします。
 農地法に基づく農地転用許可の検討事項を要約いたしますと、
- ① 農地の区分と転用目的の妥当性が適当であるか
 - ② 資力及び信用が適当であるか
 - ③ 転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意状況があるか
 - ④ 許可を受けた後申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性があるか
 - ⑤ 申請に係る事業の施行に関して行政庁の免許、許可、認可等の処分を必要とする場合において、その見込みが確実であるか
 - ⑥ 申請に係る農地と一体として申請に係る事業の目的に供する土地を利用する見込みが確実であるか
 - ⑦ 申請に係る計画面積の妥当性が適当であるか、宅地の造成のみを目的とする場合においてはその妥当性が適当であるか
 - ⑧ 周辺の農地等に係る営農条件への支障がないか
 - ⑨ 一時転用である場合にはその妥当性が適当であるか
- ということでございます。
- それぞれの議案について、審査基準のすべての項目ごとに、申請書等に記載された内容が当該基準に適合しているかどうか検討した結果については、ご覧いただいておりますそれぞれの要件確認書のとおりとなっております、いずれも適当であると思われまます。
- また、地区小委員会におきましても、いずれも適当との意見となっております。
- 議 全 員 説明が終わりましたが、ご意見、ご質問はございませんか。
 長 員 (意見、質問なし)
 議 全 員 許可することに、ご異議ございませんか。
 長 員 (異議なし)
 議 全 員 長 それでは、転用はやむを得ないものとして知事に進達いたします。
 長 なお、議案第 55 号 受付番号 2 については、農業会議の意見を聴いたうえで、知事に進達いたします。
 議 長 ここで、退席の委員の入室を許可いたします。
 (委員入室)
 関係委員に申し上げます。議案第 54 号、議案第 55 号は、転用はやむを得ないものとして知事に進達することになりましたので報告いたします。

議長 議案第 56 号 農業振興地域整備計画変更(編入) について
議案第 57 号 農業振興地域整備計画変更(除外) について
事務局の説明を求めます。

事務局 それではご説明いたします。
議案第 56 号は、農振農用地区域への編入について、議案第 57 号は、農振農用地区域からの除外について、市長から農業委員会の意見を求められているものでございます。

[議案第 56 号 申請者は、農業振興地域整備計画に定められた農用地等の保全の方向に基づき、申請地を農用地であることが条件となる制度の対象と
受付番号 1] するため、申請地を農用地区域に編入するものであります。

[議案第 57 号 申請者は、転用者が行う農家住宅の敷地拡張に土地を供するため、申請地を農用地区域から除外するものであります。
受付番号 1]

[受付番号 2] 申請者は、転用者が行う分家住宅の建築に土地を供するため、申請地を農用地区域から除外するものであります。

[受付番号 3] 申請者は、転用者が行う分家住宅の建築に土地を供するため、申請地を農用地区域から除外するものであります。

[受付番号 4] 申請者は、転用者が行う分家住宅の建築に土地を供するため、申請地を農用地区域から除外するものであります。

[受付番号 5] 申請者は、転用者が行う農家住宅の敷地拡張に土地を供するため、申請地を農用地区域から除外するものであります。

[受付番号 6] 申請者は、転用者が行う農家住宅の建築に土地を供するため、申請地を農用地区域から除外するものであります。

[受付番号 7] 申請者は、転用者が行う自己用住宅敷地拡張に土地を供するため、申請地を農用地区域から除外するものであります。

なお、本件については、農業振興地域の整備に関する法律第 13 条第 2 項第 1 号の、除外申請地の他に代替地がないという要件を満たし、また、同じく第 2 号から第 5 号までの各要件も満たしております。

議長 説明が終わりましたがご意見ありませんか。
全員 (質問、意見なし)
議長 原案どおり承認することに、ご異議ございませんでしょうか。
全員 (異議なし)
議長 それでは、承認することにいたします。

議長 報告第 36 号 農地法第 3 条の 3 の規定による届出について
報告第 37 号 農地法第 4 条第 1 項第 8 号の規定による届出について
報告第 38 号 農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による届出について
一括して事務局の説明を求めます。

事務局 それではご説明いたします。

報告第 36 号は農地法第 3 条の 3 届出、報告第 37 号は農地法第 4 条届出、報告第 38 号は農地法第 5 条届出でございます。

報告第 36 号につきましては、許可を受ける必要のない権利取得の届出、第 37 号及び第 38 号につきましては、市街化区域内の転用のための届出でありまして、地元の委員さん又は小委員会で、小作地でもなく転用について問題ないとの意見を受けまして、第 36 号から第 38 号まではいずれも受理済の案件でありますので、個々の説明は省略させていただきます。

議 長 説明が終わりましたが、ご意見ありませんか。
全 員 (異議なし)
議 長 報告事項でありますので、ご了承願います。

議 長 それでは、本日予定しておりました議案につきましては、以上をもちまして終了いたしました。
せつかくの機会でございますが何かございませんか。

(意見なし)

意見もないようですので、以上で本日の総会を閉会いたします。